



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
3月19日  
号外(7)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

## 監査委員公告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した令和元年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月19日

滋賀県監査委員	大野和三郎
〃	平岡彰信
〃	奥博
〃	藤本武司

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	令和2年2月12日
政策研修センター	令和2年2月12日
近代美術館	令和2年2月4日
琵琶湖環境科学研究センター	令和2年2月4日
琵琶湖博物館	令和2年2月12日
精神保健福祉センター	令和2年1月21日
食肉衛生検査所	令和2年1月23日
動物保護管理センター	令和2年2月12日
中央子ども家庭相談センター	令和2年2月12日
彦根子ども家庭相談センター	令和2年1月17日
大津・高島子ども家庭相談センター	令和2年2月4日
平和祈念館	令和2年2月12日
総合保健専門学校	令和2年1月31日
看護専門学校	令和2年2月12日
リハビリテーションセンター	令和2年1月31日
近江学園	令和2年2月7日
衛生科学センター	令和2年1月24日
淡海学園	令和2年2月12日
計量検定所	令和2年1月21日
工業技術総合センター	令和2年2月12日
東北部工業技術センター	令和2年2月12日
高等技術専門学校	令和2年2月12日
男女共同参画センター	令和2年2月12日

病虫害防除所	令和2年2月12日
家畜保健衛生所	令和2年1月23日
農業技術振興センター	令和2年2月12日
畜産技術振興センター	令和2年1月27日
水産試験場	令和2年2月3日
北川水源地域振興事務所	令和2年2月12日
総合教育センター	令和2年2月6日
びわ湖フローティングスクール	令和2年2月12日
図書館	令和2年2月12日
河瀬中学校	令和2年2月12日
守山中学校	令和2年2月12日
水口東中学校	令和2年2月12日
膳所高等学校	令和2年2月7日
大津清陵高等学校	令和2年2月12日
大津清陵高等学校馬場分校	令和2年2月12日
堅田高等学校	令和2年2月12日
東大津高等学校	令和2年1月14日
北大津高等学校	令和2年2月12日
大津高等学校	令和2年1月24日
石山高等学校	令和2年2月12日
瀬田工業高等学校	令和2年1月24日
大津商業高等学校	令和2年2月12日
彦根東高等学校	令和2年2月12日
河瀬高等学校	令和2年2月12日
彦根工業高等学校	令和2年1月17日
彦根翔西館高等学校	令和2年2月12日
長浜北高等学校	令和2年2月12日
虎姫高等学校	令和2年2月10日
伊香高等学校	令和2年2月12日
長浜農業高等学校	令和2年2月3日
長浜北星高等学校	令和2年2月12日
八幡高等学校	令和2年2月12日
八幡工業高等学校	令和2年1月23日
八幡商業高等学校	令和2年2月12日
草津東高等学校	令和2年2月12日
草津高等学校	令和2年1月14日
玉川高等学校	令和2年2月12日
湖南農業高等学校	令和2年1月14日
守山高等学校	令和2年2月12日
守山北高等学校	令和2年2月6日
栗東高等学校	令和2年2月12日
国際情報高等学校	令和2年2月7日
水口高等学校	令和2年1月27日
水口東高等学校	令和2年2月12日
甲南高等学校	令和2年1月20日
信楽高等学校	令和2年1月20日
野洲高等学校	令和2年2月12日
石部高等学校	令和2年2月12日
甲西高等学校	令和2年2月12日
高島高等学校	令和2年2月12日

安曇川高等学校	令和2年2月12日
八日市高等学校	令和2年2月12日
能登川高等学校	令和2年2月12日
八日市南高等学校	令和2年2月12日
伊吹高等学校	令和2年2月12日
米原高等学校	令和2年2月12日
日野高等学校	令和2年2月12日
愛知高等学校	令和2年2月12日
盲学校	令和2年1月17日
聾話学校	令和2年2月12日
北大津養護学校	令和2年2月12日
鳥居本養護学校	令和2年2月12日
長浜養護学校	令和2年2月10日
長浜北星高等養護学校	令和2年2月12日
草津養護学校	令和2年2月12日
守山養護学校	令和2年1月31日
甲南高等養護学校	令和2年1月20日
野洲養護学校	令和2年2月6日
三雲養護学校	令和2年2月12日
新旭養護学校	令和2年2月12日
八日市養護学校	令和2年2月12日
愛知高等養護学校	令和2年2月12日
甲良養護学校	令和2年2月12日
大津警察署	令和2年2月12日
草津警察署	令和2年1月28日
守山警察署	令和2年2月12日
甲賀警察署	令和2年1月27日
近江八幡警察署	令和2年2月12日
東近江警察署	令和2年2月12日
彦根警察署	令和2年2月12日
米原警察署	令和2年2月12日
長浜警察署	令和2年1月28日
木之本警察署	令和2年2月3日
高島警察署	令和2年2月12日
大津北警察署	令和2年2月12日

(注) 令和2年2月12日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 大津・高島子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、令和元年10月末現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ838,699円増加し、2,492,084円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 水口高等学校

平成30年度高等学校授業料について、就学支援金の受給資格を有していた生徒2名から授業料を誤って徴収した結果、今年度に118,800円の返還を行った事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 大津警察署

職員の不注意による公用車の事故が9件(県過失割合100%:8件、75%:1件)発生し、保険を含めて936,922

円が支払われているほか、公用車1台が廃車予定であり、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 草津警察署

職員の不注意による公用車の事故が7件(県過失割合100%:6件、60%:1件)発生し、保険を含めて1,112,671円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 守山警察署

職員の不注意による公用車の事故が4件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,175,608円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 長浜警察署

職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,218,918円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 収入関係(17件)

- ・調定・収入時期が遅延しているもの  
(長浜北高等学校、草津高等学校、水口高等学校、八日市南高等学校)
- ・その他収入に係る事務が適当でないもの(甲南高等学校、安曇川高等学校)
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの  
(近江学園、大津清陵高等学校、瀬田工業高等学校、国際情報高等学校、安曇川高等学校)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの  
(近代美術館、淡海学園、瀬田工業高等学校、長浜養護学校、甲南高等養護学校、三雲養護学校)

#### (4) 支出関係(3件)

- ・執行荷が適正でないもの(北大津養護学校、新旭養護学校)
- ・支出額を誤っているもの(三雲養護学校)

#### (7) 契約関係(47件)

- ・分割発注等発注方法が適当でないもの(水口高等学校)
- ・仕様書の積算誤りがあるもの(八日市南高等学校)
- ・予定価格が適正に作成されていないもの  
(精神保健福祉センター、石山高等学校、彦根東高等学校、伊香高等学校、長浜農業高等学校、八幡商業高等学校、玉川高等学校、湖南農業高等学校、守山高等学校、水口高等学校、伊吹高等学校、北大津養護学校、長浜養護学校、草津養護学校)
- ・随契理由およびその事務処理が適正でないもの  
(石山高等学校、守山北高等学校、安曇川高等学校、新旭養護学校)
- ・契約内容が適切でないもの(大津清陵高等学校馬場分校、安曇川高等学校)
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの  
(琵琶湖環境科学研究センター、看護専門学校、石山高等学校、新旭養護学校)
- ・検査・検収が適正になされていないもの  
(中央子ども家庭相談センター、畜産技術振興センター、彦根工業高等学校、伊香高等学校、長浜農業高等学校、八幡高等学校、八幡工業高等学校、栗東高等学校、石部高等学校、高島高等学校、能登川高等学校、盲学校、北大津養護学校、長浜養護学校、三雲養護学校、八日市養護学校)
- ・検査調書の作成等事務処理が適当でないもの  
(伊香高等学校、玉川高等学校、守山高等学校、石部高等学校、米原高等学校)

#### (エ) 財産関係(27件)

- ・物品の適正な管理を求めたもの

(消防学校、近代美術館、男女共同参画センター、水口東中学校、北大津高等学校、長浜北高等学校、長浜北星高等学校、守山高等学校、水口東高等学校、高島高等学校、安曇川高等学校、盲学校、豊話学校、長浜養護学校、新旭養護学校)

- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの

(長浜農業高等学校、草津東高等学校、伊吹高等学校)

- ・公用車の事故の防止を求めたもの

(中央子ども家庭相談センター、近江学園、淡海学園、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、木之本警察署、大津北警察署)

### (3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

#### (ア) 収入関係 (12件)

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの(総合保健専門学校、看護専門学校、八日市高等学校、大津警察署)
- ・調定・収入時期が遅延しているもの(水口東高等学校、大津北警察署)
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの

(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、北大津高等学校、湖南農業高等学校、能登川高等学校、北大津養護学校)

#### (イ) 支出関係 (31件)

- ・支出額を誤っているもの(大津・高島子ども家庭相談センター、信楽高等学校)
- ・支出方法等が適当でないもの(八日市養護学校)
- ・諸手当の支給を誤っているもの

(近代美術館、精神保健福祉センター、総合保健専門学校、衛生科学センター、計量検定所、東北部工業技術センター、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、堅田高等学校、大津高等学校、石山高等学校、長浜北高等学校2件、八幡商業高等学校、草津高等学校、守山北高等学校、栗東高等学校3件、八日市南高等学校、伊吹高等学校2件、米原高等学校、三雲養護学校、八日市養護学校、甲良養護学校)

- ・旅費の支給を誤っているもの(長浜北高等学校、長浜警察署)

#### (ウ) 契約関係 (2件)

- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの(大津高等学校、水口高等学校)

#### (エ) 財産関係 (3件)

- ・財産の適正な管理を求めたもの(国際情報高等学校)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(東大津高等学校、甲賀警察署)

- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

## 3 意見

令和2年1月14日から令和2年2月12日までに実施した108機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

### 全体意見

#### (1) 施設・設備に係る投資のあり方について(全監査対象機関)

今回の定期監査は、将来を担う児童生徒の「学習・生活の場」である県立学校や県民の安心安全を守る警察署、産業振興や調査研究等を行う試験研究機関など県民サービスに直結する機関において実施した。

こうした現場の一部において、予算確保が困難等の理由により、老朽化した施設や設備の更新等が遅れがちになっており、県民サービスの提供を行う上で必要な環境整備が適切に行われていないのではないかと懸念される状況があった。

例えば、工業高等学校では、技術の進歩に対応していない古い工作機械などを用いて実習を行っていたり、試験研究機関では、専門化・高度化する試験研究に必要な精度の高い検査機器の計画的な更新等が十分になされていない実態が見受けられた。

については、日々県民と向き合っているこれらの機関が、与えられた使命を果たし、適切な県民サービスを提供

できるよう、施設や設備に係る経費については、現場のスタッフの声や県民ニーズを的確に把握して、先を見越した投資(予算措置)を行うように努められたい。

(2) 県立高校における魅力の創造と再発見、その発信について(県立高校全般)

湖南農業高等学校では、立命館大学と連携して琵琶湖の水草を農場にすき込み土壌改良をしたり、近隣の企業と連携して従業員食堂から出る食品残渣を基にした堆肥を利用し、野菜を育て、再び食堂で提供したりする資源循環を農業教育として実践し、持続可能な社会の実現に向けて「温暖化から地球を救うのは農業だ。」と生徒たちに教えている。

また、学校長は「収穫の喜びや作物を通じて人とつながる喜びは、自分が社会に役立っているという自信につながり、それは卒業後に農業以外の仕事に就いても生かされる。農業は人づくりに貢献できる。」と熱く語られた。

県では2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指して「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」に取り組むこととしているが、同校の取組は、近い将来に社会を担う高校生の多様性や個性を育むばかりでなく、SDGsの観点からも大変時機を得た、有益なものである。

については同校のような魅力ある高校づくりの事例を、専門高校のみならず普通科高校においても参考とされ、学校の魅力の創造と再発見に取り組み、併せてその成果を中学校や地域、企業に対して広く効果的に発信するよう努められたい。

個別意見

(1) 近代美術館の再開館に向けた取組について(近代美術館、文化スポーツ部文化芸術振興課)

休館中の近代美術館(以下「美術館」という。)は、令和3年度早期の再開館を目指し、令和元年度補正予算に老朽化対策事業費(11億円余り)を計上し、取組を進めている。

美術館では、4年間に及ぶ休館中の活動として、「美術館地域連携プログラム」を実施しており、学校や地域に学芸員が出向き、ワークショップやテーマに沿った講座を開催し、広く県民に美術の楽しさや美術館に対する興味、関心を深めてもらえるよう取り組んでいる。

再開館後の美術館では、収集方針に位置付けられた近代・現代美術とアール・ブリュットに加え、仏教美術等を含めた展示などを行い、「美の滋賀」を発信することとされている。詳細な運営方針は今後検討していくとのことであるが、これまでの取組を再開館後に生かすとともに、今回の投資に係る費用対効果を測る観点からも、再開館後の来館者数について目標を設定されたい。

また、目標達成のためには、新たなファンづくりを行うことが必要と考えられ、例えば、県内の児童生徒に美術を鑑賞する機会を提供する事業の企画や、最寄り駅であるJR瀬田駅に降り立った時から美術館への期待が高まり、行きたくなるような工夫など、誘客の仕掛けづくりについても検討されたい。

(2) 教育施設の避難所としての点検について(教育委員会事務局教育総務課、保健体育課)

現在、本県では、県立高等学校、特別支援学校の57校のうち35校が、災害対策基本法等に基づく市町の指定する指定避難所(以下「避難所」という。)になっている。しかし、避難所として利用が想定される体育館において、雨漏りがしたり、出入り口に段差があり障害者の受入体制に支障を来したりするなど、ハード面において、災害時の利用に適さない現状が見受けられるとともに、避難所を開設する際に必要となる鍵の受け渡し方法が決まっていないなど、ソフト面の不備も確認された。

については、県教育委員会においては、市町が求める避難所としての役割を果たせるかという観点でハード・ソフト両面について学校とともに実態を把握し、避難所として指定されている学校と市町との協議を促されたい。

(3) 県立学校の施設管理業務委託の集中化について(教育委員会事務局教育総務課)

県立学校では、校舎等の維持管理のために「自家用電気工作物保安管理業務」、「消防設備点検業務」、「デマンド監視業務」などの業務委託が行われている。これらの3業務について、大津・南部管内に所在する19学校の平成29年度から令和元年度まで3か年の発注状況を確認したところ、それぞれ11者、9者、6者が受注しており、3か年とも同一事業者と契約している学校は、11校、7校、17校であった。

執行に当たっては、各学校が本庁(教育総務課)から予算の令達を受け、随意契約により受託業者を選定しているが、受注の実態を見ると契約における競争原理はあまり働いていないと考えられる。また、1校当たりの契約金額の平均は、約25万9千円、16万2千円、7万9千円と少額であり、事務処理上の効率化も必要と考えられ

る。

こうした実態が県内の県立学校全体に共通してみられるのであれば、事務に要する手間は膨大であり、業務の効率化について再検討する必要があると思われる。

すでに、警備委託契約等、一部の業務については、教育総務課が一括で契約事務を執行しているが、この実績を踏まえて、「自家用電気工作物保安管理業務」等、他の施設管理業務についても、事務処理コストや資源の削減を図るとともに、発注業務量のスケールメリットを生かしたコストダウンを促すために、入札の地域要件等に配慮しつつ、業務委託の一括発注、集中管理について検討されたい。

(4) 盲学校におけるセンター的機能の充実と教員の専門性の向上について（盲学校、教育委員会事務局教職員課、特別支援教育課）

盲学校は、県内唯一の視覚障害教育を担う機関として、盲学校以外の学校等に在籍する視覚障害のある幼児児童生徒への教育支援を行う、センター的機能を有している。

しかし、県内全域が対象地域であり、移動も含め多くの時間を必要とすることから、現状の体制では、求められているニーズに十分に答えることが困難な状況である。

また、視覚障害教育には、障害の程度に応じた支援方法の習得など、専門的知識や技術の蓄積が重要と考えられるが、インクルーシブ教育の進展とともに、在籍幼児児童生徒数が減少している現状において、専門性の継承が課題となっている。

については、盲学校のセンター的機能の充実を図るため、県教育委員会においては、人員体制の充実や、サテライト等の設置について検討されたい。また、盲学校においては、教員の専門性の向上、継承のために、研修の更なる充実を図るとともに、地域の学校への支援の充実強化に取り組まされたい。

-----  
**監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月19日

滋賀県監査委員 大野和三郎  
 " 平岡彰信  
 " 奥博  
 " 藤本武司

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	東近江健康福祉事務所
監査執行年月日	令和元年6月19日・7月11日
監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の結果	生活保護費返還金について、平成31年4月末現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,206,866円増加し、3,318,679円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	返還金未納者に対しては、書面や訪問による督促を行った結果、令和2年1月末現在76,500円を収納した。 残る3,242,179円についても、債務者への面談や督促状の送付など組織的な管理のもと粘り強く納入指導を行うとともに、家庭訪問を重ねて生活実態（収入状況等）の把握と自立に向けた支援を行い、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	湖東健康福祉事務所
監査執行年月日	令和元年6月19日・7月11日
監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の結果	

生活保護費返還金について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,401,240円増加し、8,602,643円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成31年4月末日現在の収入未済額8,602,643円について、未納者に対し、書面、電話や定期的な訪問による督促を行った結果、337,220円(令和2年1月末日現在)を収納した。

残る8,265,423円についても、引き続き、債務者への面談等を通して粘り強い納入指導を行うとともに、適宜の家庭訪問等により、生活実態(収入)の把握と自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	大津・南部農業農村振興事務所
監査執行年月日	令和元年6月19日
監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の結果	
<p>職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,529,580円が支払われているほか、相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>事故発生以降の課内会議で、再発防止策(個人・組織としてできること、リスクを減らす取組など)について検討するとともに、平成30年10月2日に警察官を講師に招いて交通安全職場研修会を実施し、交通事故に対する認識を再確認した。</p> <p>また、令和元年度においても、当事務所で過去に発生した事故を振り返るとともに、『安全運転だより』なども用いて交通安全のポイントを共有し、職員一丸となって交通事故の防止に留意するよう指導している。</p> <p>さらに、日々の公用車管理においても適正な管理に努めているところである。</p> <p>今後においても、引き続き、日々の朝礼や、月例の課内会議等の機会を通じて、交通安全意識の高揚に努めていく。</p>	

監査執行対象機関名	大津土木事務所
監査執行年月日	令和元年6月26日
監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の結果	
<p>不動産鑑定手数料等の支払において、源泉所得税を徴収すべきところ、誤って総額を支払ったため、および誤った源泉所得税額を徴収したため、後日過払い分を収入し所得税を納付していた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>本件は、個人事業主を事業所名のみから源泉徴収の必要がない「法人」として誤認し支払の際に当該業者から源泉徴収しなかったことや、誤った税率を適用して源泉所得税を徴収したことである。</p> <p>改善策として、支出負担行為決議時には、個人事業主であるかどうか確認した上で書面欄外に源泉徴収の要不要について朱書き明記し決裁者が確認している。支出命令決議時にも再度確認して二重チェックをしている。毎月の財務会計システムの支出命令決議一覧により源泉徴収漏れがないか課内供覧し確認を徹底している。</p> <p>源泉所得税の適用すべき税率については、決議書に税率計算の根拠となるものを添付し税率に誤りがないか総務経理係の複数の職員で確認している。</p>	

監査執行対象機関名	南部土木事務所
監査執行年月日	令和元年6月14日
監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の結果	
<p>河湖占用料等について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ400,830円増加し、1,977,271</p>	



円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成31年4月末日現在の収入未済額1,977,271円について、滞納者に納付催告を行った結果、令和元年5月27日に3,080円を、令和元年10月2日に86,500円を収納することができた。更に長期滞納者に納付催告(財産の差押予告)を行った後に、令和元年12月18日に預貯金の差押処分を行い、令和元年12月25日に1,179,750円を換価した。これらの結果、1,269,330円を収納することが出来、残る収入未済額は2名、707,941円(令和2年1月31日現在)となった。

差押処分を行った滞納者については、徴取した納付誓約書に基づき計画的な収納を図っていく。また他の恒常的な滞納者に対して納付督促や財産調査を行い、財産の差押えや滞納処分の執行停止を行う等、厳正かつ効果的な収納等に努める。

また、納付期限に留意し、納付期限までに納付がない場合は、納入義務者に対して速やかに文書や電話による納付催告を行い、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	甲賀土木事務所
監査執行年月日	令和元年6月19日
監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、969,840円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>今回の事故発生を受けて、平成31年3月5日に所員への事故報告およびヒヤリハット事例をテーマにした交通安全研修を行い、安全運転に対する意識の徹底を図った。</p> <p>公用車による交通事故の防止については、これまで交通事故防止講習会への参加や、毎月の職員常会時に所内研修を通じて注意喚起を行ってきた。</p> <p>今後とも、職員常会等を利用して交通安全研修を行い、事故の未然防止を図るとともに、公用車の適切な管理に努めていく。</p>

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の意見	<p>(i) 財務処理に係るチェック機能の強化について(東京本部)</p> <p>東京本部は、12名という組織体制の下、国会、国の行政機関等との連絡・調整や首都圏における各種情報の収集・発信など、東京における県行政の窓口として、多種多様な事業を展開するとともに、ここ滋賀の庶務事務の一部も併せて担うなど、執行機関として幅広い業務を行っている。</p> <p>同時に、東京における唯一の出納機関として、会計事務の審査も担っており、正確な事務処理が求められている。</p> <p>こうした中で、工事の検査事務や物品管理事務等の基本的な財務処理において、職員の認識不足や引継ぎ時の情報共有の不備、チェック体制の欠如といった原因による誤りが複数見受けられた。</p> <p>小さな誤りを看過すれば、大きな問題につながる可能性があることを職員一人ひとりが常に認識するとともに、いずれの場合も組織としてチェック体制が整備されていれば防げた事例であることから、再発防止に向けチェック機能の強化に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>基本的な財務処理において職員の認識不足や引継ぎ時の情報共有の不備による誤りについて、二度と同じ誤りを繰り返さないよう、財務規則や各種事務処理マニュアルの確認の徹底、財務に関する研修の取組はもとより、令和元年度に制定された「事務引継のルール」の徹底を図ることにより、業務の実施目的や概要、スケジュール等、引継ぎを行うべき事項を業務説明書に記載することで、業務の概要や実施事項、懸案等を明確にし、充実した引継ぎを実施していく。</p> <p>また、財務事務の処理に当たっては、必要な確認事項や添付資料等を確認できるようチェックシートを作成するとともに、決裁の過程において直近の上司、決裁権者の確認を強化するなど、不適切事案を未然に防止す</p>

るよう努めている。

令和2年4月から内部統制制度が本格運用されることから、今後、更に不適切な事務処理の発生の未然防止に努めるとともに、職員が一人で抱え込まないよう、上司からの声掛けなどによる情報共有を図り、風通しの良い職場環境の醸成にも努め、事務の適正な管理および執行を確保していく。

監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の意見	<p>(2) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について（各森林整備事務所、各農業農村振興事務所、各土木事務所）</p> <p>平成27年度および平成28年度対象の監査では、土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより、落札決定が取り消されている事例が多数発生していたことから、各土木事務所に対して改善に努めるよう意見を付したところである。</p> <p>地方機関において、平成29年度は、落札決定の取消し事例は1件であったが、平成30年度は、13件に増えた。その内容は、従来の設計積算の誤りに加え、最低制限価格の設定誤りや予定価格超過などの事務的な誤りであった。また、これらの誤りは、土木事務所だけでなく、森林整備事務所・農業農村振興事務所においても発生した。</p> <p>落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延により事業効果の発現が遅れるなど、県民にとって大きな損失である。</p> <p>各事務所においては、落札決定の取消しの有無にかかわらず、早急に事務処理について再点検し、不適切な事務処理が発生しない仕組み・システムを構築され、落札決定の取消しの根絶を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(西部・南部森林整備事務所)</p> <p>今回の落札決定取消しを踏まえ、入札公告時と開札時の事務処理を再点検し、公告時に提示する「積算条件等明示書」等の表記が、応札者に誤解を与えないよう改善した。</p> <p>また、複数人体制によるチェックの徹底、「電子入札システム開札チェックリスト」等の活用により、令和元年9月以降、20件の開札を執行したが落札決定の取消し事案は発生していない。</p> <p>今後も引き続き、細心の注意を払って、適正な開札事務に取り組んでいく。</p> <p>(甲賀森林整備事務所)</p> <p>入札執行時における事務処理について再点検を行ったところ、落札決定時における所長または次長への確認が徹底されていなかった。また、旧バージョンの「開札結果グラフ」を使用するなどチェックに不十分な点が見られた。</p> <p>このため、平成31年4月より、開札時の立会に次長も加え、複数人体制でのチェックを徹底し、独自の「電子入札システム開札チェックリスト」の使用や指差し確認を励行するなど、事務処理誤りの発生防止を図っている。また、落札決定時における最新版「開札結果グラフ」の使用と応札者の積算内訳書の詳細確認により、積算誤りや添付図書の記載漏れ・誤り等の有無を徹底チェックし、所長が最終確認を行っている。</p> <p>今後も引き続き、落札決定時には細心の注意を払うとともに、適切な事務処理に努めていく。</p> <p>(中部森林整備事務所)</p> <p>入札実施時においては、平成31年4月から、昨年度の2人から1人増やし3人体制で行っている。また、「電子入札システム開札チェックリスト」を活用し、執行者、立会人により指差し・声出し確認によるチェックを行い、入札事務を実施している。</p> <p>落札決定については、所長が「開札結果グラフ」および応札者全ての積算内訳書の内容を確認した後にしている。</p> <p>今後も引き続き、「電子入札システム開札チェックリスト」を用い、手順を可視化しながら、指差し・声出し確認によるチェックを行い、適正な事務の執行に努めていく。</p> <p>(湖北森林整備事務所)</p> <p>設計書の改算について役割分担を明確にして複数人でチェックを実施している。</p> <p>「積算条件等明示書」について誤解を与えないよう表現には細心の注意を払い、積算内容と特記仕様書の内容に相違がないよう確認を徹底している。</p> <p>電子入札システムを用いての入札執行においては、3人体制で取り組み、「電子入札システム開札チェック</p>

リスト」を活用して入力の手順に間違いがないよう取り組んでいる。

事務処理について点検した結果、専用端末とインターネット端末の作業系統が明確ではなかったため事務所独自で作成した「工事・森林整備における公告・入札事務手順について」で端末別の作業を明確にして事務処理を行っている。

開札後においては、「開札結果グラフ」を利用して、入札額に乖離があった場合には違算や条件明示の誤りがないか、慎重なチェックを行うこととしている。

今後も引き続き、落札決定時には細心の注意を払うとともに、適切な事務処理に努めていく。

(大津・南部農業農村振興事務所)

これまでから、公共工事の発注所属間において、落札決定取消しについて、原因や経緯、改善策等の情報共有を図ってきた。

当所では、平成30年度における落札決定取消し事案は発生していないが、他の事務所で発生した事例について、原因究明や内容の確認を行い、複数人での事務執行の徹底や所属長による確認の実施など、「電子入札システム開札チェックリスト」の内容を、より慎重にかつ厳格なものへと充実、強化を図ってきた。

今回、平成30年4月から令和元年10月末までに執行した全入札事務(契約済み案件)について、入札事務に係る「点検リスト」に基づき再点検を実施し、適正に執行されていたことを確認したところであり、この期間以降も含め、平成31年度(令和元年度)については、落札決定取消し事案は発生していない。

今後も引き続き、設計積算および入札事務の誤りを起こさないよう対策を徹底し、再発防止に取り組んでいく。

(甲賀農業農村振興事務所)

これまでから、公共工事の発注所属間において、落札決定取消しや入札取止め、入札中止について、原因や経緯、改善策等の情報共有を図ってきた。

当所では、平成30年度において入札取止めが1件発生したが、その際には、原因を究明するとともに、改善方法や今後の対応を検討し、関係者で情報共有を行った。

また、入札事務については、常に複数人での執行を徹底し、所属長による最終確認の実施についてなど、開札時におけるチェックリストの項目や内容を、より慎重にかつ厳格なものへと充実、強化を図ってきた。

さらに、平成30年4月から令和元年10月末までに執行した全入札事務(契約済み案件)について再点検を実施したが、「点検リスト」に基づき適正に執行されていることを確認した。この期間以降も含め、落札決定取消し事案は発生していない。

今後も引き続き、発注所属間で緊密に情報共有を図りつつ、設計積算および入札事務の誤りを起こさない対策や改善を徹底し、再発防止に取り組んでいく。

(東近江農業農村振興事務所)

これまでから、公共工事の発注所属間において、落札決定取消しや入札の中止、取止めについて、原因や経緯、改善策等の情報共有を図ってきた。

平成30年度における当所での落札決定取消し事案に関しても、原因究明や内容の検討を行い、複数人での事務執行の徹底や所属長による確認の実施など、開札時におけるチェックリストの内容を、より慎重にかつ厳格なものへと充実、強化を図ってきた。

今回、平成30年4月から令和元年10月末までに執行した全ての入札事務(契約済み案件)について再点検を実施したところ、落札決定取消し事案以外の案件については、「点検リスト」に基づき適正に執行されていることを確認したところであり、この期間以降も含め、平成31年度(令和元年度)については、落札決定取消し事案は発生していない。

今後も引き続き、設計積算および入札事務の誤りを起こさないよう徹底し、再発防止に取り組んでいく。

(湖東農業農村振興事務所)

当所では平成30年度に落札決定取消し事案は発生していないが、これまで、他の事務所での取消しの事例について原因や経緯、改善策等の情報共有および起工時における複数人のチェックや「電子入札システム開札チェックリスト」の運用の徹底を図ってきた。

今回、再点検するにあたり本庁主管課が作成した入札事務に係る「点検リスト」を用いて、平成30年4月から令和元年10月末までに執行した全入札事務(契約済み案件)について再点検を実施したところ、適正に執行されていることを確認した。この期間以降も含め、平成31年度(令和元年度)についても、取消し事案は発生していない。

今後も引き続き、開札関係者全員が本庁主催の研修会や説明会等へ参加し情報共有を図るとともに、設計積

算および入札事務の誤りを起こさないよう徹底し、落札決定取消しの発生防止に努めていく。

(湖北農業農村振興事務所)

これまでから、公共工事の発注所属間において、落札決定取消しについて、原因や経緯、改善策等の情報共有を図ってきた。

平成30年度における当所での落札決定取消し事案に関しても、原因究明や内容の検討を行い、複数人での事務執行の徹底や所属長による確認の実施など、開札時における「電子入札システム開札チェックリスト」の内容をより慎重にかつ厳格なものへと充実し強化を図ってきた。

今回、平成30年4月から令和元年10月末までに執行した全入札事務(契約済み案件)について再点検を実施したところ、入札書類の回付から落札決定および契約までの事務処理を適正に執行し、落札決定取消し事案以外の案件については、「点検リスト」に基づき適正に執行されていることを確認したところであり、この期間以降も含め、平成31年度(令和元年度)については、落札決定取消し事案は発生していない。

今後も引き続き、設計積算および入札事務の誤りを起こさない対策を徹底し、再発防止に取り組んでいく。

(高島農業農村振興事務所)

これまでから、公共工事の発注所属間において、落札決定取消しについて、原因や経緯、改善策等の情報共有を図ってきた。

平成30年度における当所での落札決定取消し事案に関しても、原因究明や内容の検討を行い、複数人での事務執行の徹底や所属長による確認の実施など、開札時における「電子入札システム開札チェックリスト」の内容を、より慎重にかつ厳格なものへと充実、強化を図ってきた。

今回、平成30年4月から令和元年10月末までに執行した全入札事務(契約済み案件)について再点検を実施したところ、落札決定取消し事案以外の案件については、「点検リスト」に基づき適正に執行されていることを確認したところであり、この期間以降も含め、平成31年度(令和元年度)については、落札決定取消し事案は発生していない。

今後も引き続き、本庁主催の研修会や説明会へ参加し情報共有を図るとともに、設計積算および入札事務の誤りを起こさないよう徹底し、再発防止に取り組んでいく。

(大津土木事務所)

本庁が実施する入札手続に関する研修や技術管理説明会に参加するとともに、本庁主管課による入札事務の点検を令和2年1月8日に受けた。当所では、そこで得た知識や情報を活用し、起工から落札決定に至る各段階において徹底した確認を行い、落札決定取消しの未然防止を図っている。

起工時の設計書作成手順や開札・落札決定時の確認方法は次のとおりである。

- 1 起工時に「設計書改算マニュアル」に沿って各種チェックリストを活用し、漏れのないよう確実かつ効率的に設計書作成における改算業務を行っている。
- 2 建設工事等電子入札システムによる開札においては、「電子入札システム開札チェックリスト」の活用はもとより、独自に作成した開札手順書を使い、声出し確認をしながら該当項目を複数の職員でチェックしている。入札業者の添付資料についても、有資格者名簿や公共工事総合システム内の業者情報と照らし合わせて内容を確認している。
- 3 開札時には、複数の職員で応札状況を確認している。低入札価格調査基準価格、最低制限価格および予定価格についても複数の職員で確認している。
- 4 入札書を無効または失格とする場合は、その理由について入札公告や入札説明書、財務規則、建設工事等入札執行要領および建設工事等電子入札実施要綱に照らし合わせ、疑義が生じた時は本庁に問い合わせ、妥当であるかどうか慎重に判断している。
- 5 落札決定は、応札状況を分析して所長に説明し、確認を実施した上で行うこととしている。

今後も引き続き、落札決定時には細心の注意を払うとともに、適切な事務処理に努めていく。

(南部土木事務所)

当所では、工務担当と経理担当が連携を図り、積算時・開札時・落札決定時に「設計書改算マニュアル」や「電子入札システム開札チェックリスト」等を活用して、設計積算や入札事務手続に誤りがないことを確認し、再発防止に努めている。

また、本庁が実施する技術管理説明会や入札手続に関する研修へ参加するとともに、本庁主管課による入札事務の点検を令和元年11月20日に受けるなどの取組を徹底している。

設計積算誤りの発生防止については、工務担当が「設計書改算マニュアル」および「積算チェックリスト」等を活用する取組を徹底している。

開札事務誤りの発生防止については、経理担当が複数人で「電子入札システム開札チェックリスト」を確認する取組を徹底している。

落札決定事務誤りの発生防止については、開札結果を経理担当と工務担当の双方で確認するとともに、入札額のばらつき等に疑義がある場合には、所長を含む検討会議を開き、「積算条件等明示書」や積算の内容を再確認した上で、落札決定を行う取組を徹底している。

今後もこれらの取組の徹底を継続し、落札決定の取消しの発生防止に努める。

(甲賀土木事務所)

今回の落札決定取消しを受けて、「予定価格等の開札時チェック」を作成し、再発防止を図った。また、当所の事務処理について不備がないか、本庁主管課とともに点検を令和元年11月18日に実施した。

手続ごとのチェック方法および確認体制については、次のとおり実施している。

- ・設計積算においては、起工時に「設計書改算マニュアル」に沿って「積算チェックリスト」を活用し、改算を行う。
- ・開札においては、「電子入札システムマニュアル」に沿って、「電子入札システム開札チェックリスト」等を活用し、複数の職員で確認しながら進める。
- ・落札決定においては、複数の職員で応札状況を分析、確認した上で、所属長による最終確認を受けて落札決定を行う。

今後も、本庁が実施する設計積算に関する説明会や入札事務の研修会へ参加することにより、最新情報の理解に努めるとともに、マニュアルやチェックリスト等の点検および改善を行い、適切な事務処理に努めていく。

(東近江土木事務所)

設計積算においては、「設計書改算マニュアル」に沿って、起工時の「積算チェックリスト」等を活用した。

入札手続については、本庁主管課による入札事務の再点検を令和元年11月11日に受け、「電子入札システム開札チェックリスト」を活用する等チェック方法の更なる充実を図った。

また、平成30年度に落札決定取消しが発生した要因を見直すために、本庁作成の「担当者用ファイル」を活用し、入札関係書類の決裁と同時に、開札時には複数人で応札状況を比較・確認して分析した後に、所属長による最終確認を経て落札者決定を行うように各段階でそれぞれのチェック体制を強化した。

今後もこれらの取組を徹底することで、落札決定取消しの根絶を図っていく。

(湖東土木事務所)

当所では、全ての設計書について、設計積算時には、「設計書改算マニュアル」に沿って「積算チェックリスト」を活用しながら起工を行い、複数の職員で内容を確認している。また、「積算条件等明示書」、「質問回答書」等の積算上の留意事項については、全職員が閲覧できるフォルダに掲載し、相互牽制できるよう所内で情報共有を図っている。

開札時には、システムの操作誤りを防ぐため、「電子入札システム開札チェックリスト」を活用し、必ず複数の職員で画面の確認を行い、必要に応じて本庁主管課等に確認後、操作を行うこととしている。

また、入札状況の分析、最低制限価格の設定等の事務処理上の確認事項については、担当者、担当係長、担当課長および次長間で確認を行い、所長が妥当性を判断した上で、落札決定を行うことを徹底している。

さらに、職員の能力向上のため、本庁が実施する各種説明会、研修会に積極的に参加するとともに、本庁主管課による入札事務の点検を令和元年10月18日に受け、事務の適正化に努めている。

今後も引き続き、他事務所の落札決定取消しや入札取止め等の情報を職員間で共有し、注意喚起を行うことにより、落札決定取消しの根絶に向けて、取組の徹底を図っていく。

(長浜土木事務所)

入札執行後における落札決定取消しの根絶に向けて、全ての設計書のチェックを本庁が策定した「設計書改算マニュアル」および「積算チェックリスト」に基づいて複数の職員で実施している。

入札事務は、「電子入札システム開札チェックリスト」を用い複数の職員で確認を行い、経理担当者間により読上げ照合を行っている。その上で、少しでも疑義が発生した際は、直ちに事務所内および本庁主管課に確認している。

開札時は、複数の職員で落札者の判定を行い、所長または次長による最終確認により落札決定を行うよう、不適切な事務処理が発生しないよう努めている。

その他全般にわたって、本庁が実施する設計積算に関する説明会や入札事務の研修会に参加し、また、本庁主管課による入札事務に係る書類の点検を令和元年11月1日に受け、適切な事務処理を行うよう努めている。

今後も引き続き、入札事務手続等の留意点の情報を共有し、誤りを起こしやすい点を認識することにより、

落札決定取消しを発生させないよう努めていく。

(高島土木事務所)

今回の落札決定取消しを受けて、設計積算の誤りをなくすため、「設計書改算マニュアル」に沿った「積算チェックリスト」の活用、改算者の複数体制化、複数人による応札状況の分析と所長または次長による最終確認等の取組を継続して実施している。さらに、本庁が実施する技術管理説明会に参加し、積算技術の向上に努めている。

また、事務手続の誤りをなくすため、「電子入札システム開札チェックリスト」の改良、指差し・声出し確認と複数人での確認の徹底等の取組を継続して実施している。さらに、入札手続に関する研修会に参加し、制度の習熟に努めている。

なお、本庁主管課による入札事務の点検を令和元年11月6日に受けたところ、特に問題点はなかった。

今後も引き続き、落札決定時には細心の注意を払うとともに、適正な執行に努めていく。

監査結果報告年月日	令和元年8月27日
監査の意見	<p>(3) 高島地域における水上ルートによる避難路等の整備について(高島土木事務所、知事公室防災危機管理局)</p> <p>大津市から高島市に至る湖西地域は、陸上交通において、南北の道路網が少なく、大地震の発生によって橋梁が損壊した場合、避難路や輸送路が遮断される事態が想定されることから、平成28年度対象の監査において、防災危機管理局および流域政策局に対し、「今津港等を拠点とした水上ルートによる避難路等の整備について」を意見として付したところである。</p> <p>平成31年3月の独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所と県との協定の締結により、同機構が県内に所有する揚陸施設等を災害時に活用できるようになった。</p> <p>これにより高島地域(高島市)においては、これまでの近江今津港および今津漁港の2施設に加えて、堀川揚陸施設(旧安曇川町)が新たに活用可能となり、水上ルートの避難路の選択肢が増えた。</p> <p>県民の安全・安心への期待に応えるべく、災害時における堀川揚陸施設の具体的な使用方法や訓練の実施について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(高島土木事務所)</p> <p>当地域は他地域と繋がる陸上ルートが少ないため、大規模災害時の避難路や輸送路としての水上ルートの確保が非常に重要である。</p> <p>このことから、平成31年3月に独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所と県が締結した「災害時等における相互協力に関する協定書」に基づき、堀川揚陸施設を実際に避難や輸送に利活用できるよう、防災危機管理局と連携し、高島市や同機構等関係機関との調整を進めていく。</p> <p>(知事公室防災危機管理局)</p> <p>平成31年3月に独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所と県が締結した「災害時等における相互協力に関する協定書」に基づき、同機構と県は常に連絡が取れる体制を整えた。</p> <p>現在、高島土木事務所、高島市、同機構等と、堀川揚陸施設へのアクセスルートや、同施設の敷地面積、護岸延長、船舶の定員、全長、喫水等の諸元を基に施設の使用方法について検討しており、今後訓練が実施できるよう調整を進めていく。</p>